

# 告示

## 埼玉県告示第千百六十四号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第四項の規定により、平成二十三年埼玉県告示第五百六十一号により指定した土壤汚染対策法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三十三号）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた改正前の土壤汚染対策法第七条第一項の規定により土地の所有者等が指示を受けている区域の指定を次のとおり一部解除する。

令和三年十月十九日

埼玉県知事 大野 元裕

- 一 要措置区域としての指定を解除する区域
- 二 別図のとおり（埼玉県朝霞市膝折町三丁目千六百九十二番四、千六百九十九番三の一部）
- 三 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類  
トリクロロエチレン
- 三 講じられた指示措置等  
地下水の水質の測定

要措置区域  
 六価クロム

要措置区域の面積  
 106.62m<sup>2</sup>

要措置区域を解除する区域  
 トリクロロエチレン

要措置区域を解除する区域の面積  
 213.22m<sup>2</sup>

— : 地番境界  
 —— : 敷地境界

起点  
 起点は朝霞市脇折町3丁目1669-3の最北端とする

格子の回転角10.8°  
 起点から東西方向及び南北方向に10m間隔で引いた線により構成された格子を起点を支点に右方向に回転させた角度

1

